

[H13. 4. 26 13 消導第 98 号の 2、R4. 1. 24 3 消規第 188 号の 2 質疑回答]

国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所の取扱いに関する運用基準

1 定義

国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所とは、国際海事機関（International Maritime Organization（IMO））が採択した危険物の運送に関する規程（International Maritime Dangerous Goods Code（IMDG コード））に定める基準に適合している旨を示す表示板（IMO 表示板）が貼付されている移動貯蔵タンク（以下「国際タンクコンテナ」という。）を積載する移動タンク貯蔵所をいう。

2 許可

(1) 許可の単位

国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所に対する移動タンク貯蔵所としての許可件数は、当該国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所の車両の数と同一であること。

(2) 許可に係る手続

設置者が、国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所の車両に同時に積載することができる国際タンクコンテナの数以上の数の国際タンクコンテナ（以下「交換国際タンクコンテナ」という。）を保有し、かつ、当該車両に交換国際タンクコンテナを積載しようとする場合の手続は次によること。なお、当該車両に政令第 15 条第 2 項の積載式移動タンク貯蔵所のタンクコンテナとして許可を受けたタンクコンテナを積載する場合にあっては、別記 21「政令第 15 条第 2 項に規定する積載式移動タンク貯蔵所の取り扱いに関する運用基準」・3 によること。*

ア 国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所としての設置許可を受ける前

(ア) 交換国際タンクコンテナを含めて当該国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所の設置許可を要すること。なお、設置許可申請は、交換国際タンクコンテナが入港する前に受け付けて差し支えないこと。

(イ) 貯蔵する危険物の品名及び最大貯蔵数量が、国際タンクコンテナを積載するたびに異なることが予想される場合は、貯蔵することが予想されるすべての品名及び貯蔵最大数量を危険物の品名及び貯蔵最大数量として、設置許可を要すること。

(ウ) 許可申請にあたって添付を要する国際タンクコンテナの構造及び設備に係る書類は、当該国際タンクコンテナの国際基準への適合性が既に確認されていることに鑑み、国際タンクコンテナに係る海上輸送に責任のある各国政府機関又はこれに代わる機関の許可書等の写し等、必要最小限にとどめること。

イ 国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所としての設置許可を受けた後

次の(ア)から(ウ)を事前に資料の提出により確認することで変更許可の手続を要

しないこととすることができる。

(ア) 保有しようとする交換国際タンクコンテナが、IMDG コードに適合するものであること。

(イ) 車両及び交換国際タンクコンテナの緊結装置に適合性があること。

(ウ) 貯蔵する危険物を確認し、類・品名及び最大数量の表示が適正であること。＊

3 完成検査

(1) 完成検査に係る手続

ア 手続の迅速化

(ア) 完成検査申請は、国際タンクコンテナの入港前に、設置許可申請と同時に受け付けて差し支えないこと。また、完成検査の実施日はあらかじめ関係者と調整し、国際タンクコンテナが入港後速やかに行われるようにすること。

(イ) 完成検査済証の交付は、迅速に行うこと。

(2) 完成検査の方法

ア 完成検査は、国際タンクコンテナを車両に積載した状態で行うこと。この場合、国際タンクコンテナについては、IMO 表示板の確認及び国際タンクコンテナに漏れ、変形がなく健全な状態であることの確認にとどめることができること。車両については、標識、掲示板、緊結装置の確認を行うこと。

イ 同時に複数の交換国際タンクコンテナに係る完成検査を行う場合は、緊結装置に同一性がある場合は、代表する 1 の国際タンクコンテナを積載した状態で行って差し支えないこと。

ウ 国際タンクコンテナの輸入時に行う完成検査は、危険物を貯蔵した状態で行って差し支えないものであること。

4 その他

(1) 移動タンク貯蔵所として許可を受けた国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所の国際タンクコンテナは、その緊結装置が他の積載式移動タンク貯蔵所（政令第 15 条第 2 項として許可を受けたものを含む。以下同じ。）の車両の緊結装置に適合性を有する場合には、当該車両にも積載することができること。この場合において、当該国際タンクコンテナは、当該他の積載式移動タンク貯蔵所の移動貯蔵タンクとみなされるものであること。＊

(2) 国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所の国際タンクコンテナには、政令第 15 条第 1 項第 17 号に定める危険物の類、品名及び最大数量を表示する設備及び省令第 24 条の 8 第 8 号に定める表示が国際タンクコンテナごとに必要であるが、当該設備又は表示は、当該国際タンクコンテナを積載する国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所の車両に掲げることができること。

(3) 国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所の国際タンクコンテナの車両、貨物又は船舶へ

の荷積み又は荷卸しに伴う当該国際タンクコンテナの取扱いは、当該積載式移動タンク貯蔵所の危険物の貯蔵に伴う取扱いに含まれると解されること。

- (4) 国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所の車両から国際タンクコンテナを荷卸しした後において再び国際タンクコンテナを積載するまでの間、当該車両を通常の貨物自動車としての用途に供する場合は、当該積載式移動タンク貯蔵所について法第 12 条の 6 に定める用途廃止の届出を要することなく、当該車両を貨物自動車の用途に供することができるものであること。
- (5) 国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所の国際タンクコンテナを車両、貨物、船舶等を利用して輸送し、輸送先で他の車両に積み替える場合に、輸送先の市町村において許可を受けた他の積載式移動タンク貯蔵所がない場合は、当該国際タンクコンテナと他の車両とで 1 の国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所としての設置許可を受けることができるものとし、完成検査については、国際タンクコンテナを車両に固定した状態での外観検査により行うもので差し支えないものであること。
- (6) 国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所としての許可を受けた後、積載式移動タンク貯蔵所において貯蔵する危険物の品名及び最大貯蔵数量を変更しようとする場合は、法第 11 条の 4 に定める品名等変更の届出を要すること。